

南相馬市サポーター事業実施要綱

平成30年5月23日

告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市で生まれ愛着を持ちながらも、離れた場所で暮らす人や、市外から本市に通学・通勤している人、更には本市へのボランティアやふるさと納税を行った人など、本市と関係のある人たちを、本市を継続的に応援する南相馬市サポーター(以下「サポーター」という。)として登録し、本市とのつながりを深めるとともに、交流促進や移住・定住につなげることを目的として実施するサポーター事業について必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 サポーターとして登録できる者は、前条に定める目的を理解し、登録時点において本市以外に在住する者とし、年齢、性別及び国籍は、問わない。

(登録)

第3条 サポーターとして登録を希望する者は、サポーター登録申請書(別記様式)又は市長が別に定めるインターネット上の申込フォームにより申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を審査のうえ、承認した者をサポーターとして登録する。

3 市長は、必要に応じてサポーターへ登録継続の意向を確認するものとする。

4 市長は、サポーターの申出の他、サポーターの違法行為等、サポーターとしてふさわしくないと認められる場合、登録の抹消を行う。

(費用)

第4条 サポーターの登録に係る費用は、無料とする。

(市の役割)

第5条 市長は、サポーターとして登録した者のために次のことを行う。

- (1) 南相馬市に関する情報の提供
- (2) サポーターへの特典・サービスの提供
- (3) その他サポーターに関する業務

(サポーターの役割)

第6条 サポーターは本市を知り、本市を訪れ、本市の情報発信に努めるものとする。

2 サポーターは、サポーター資格、サポーター特典・サービス等を営業目的で利用してはならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、サポーター事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月26日告示第48号)

この告示は、交付の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

南相馬市長 様

南相馬市サポーター登録申請書

南相馬市サポーターの登録について次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒 ー
生年月日	
性 別	
電話番号	ー ー
メールアドレス	@
職業	
南相馬市との関わり	1. 市の出身者 2. 通学地 3. 通勤地 4. ふるさと納税 5. 訪問（ボランティア経験） 6. 訪問（観光） 7. 訪問（ビジネス） 8. その他（ ）
そ の 他	応援メッセージ等をご記入ください。